

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等 の一部を改正する省令について

平成 19 年 3 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の必要性

平成 17 年 10 月及び平成 18 年 10 月に開催された特許協力条約（Patent Cooperation Treaty。以下「PCT」という。）同盟総会において P C T 規則改正が行われたところ、このうち平成 19 年 4 月 1 日から発効する明細書等の欠落の補充及び明らかな誤りの訂正等の改正を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和 53 年通商産業省令第 34 号）等の規定を整備する必要がある。

2. 改正の概要

（1）特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正

欠落した明細書等の補完に関する改正

欠落した明細書等の補完に係る P C T 規則改正に対応し、以下の改正を行う。

- ・ 受理官庁が明細書、請求の範囲又は図面の一部が欠落していることを発見したときに、出願人に通知し、かつ意見書の提出ができる旨を規定する。
- ・ 国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から 2 月以内に限り、明細書等の補完手続の命令を受ける前に明細書等の補完手続をすることができる旨を規定する。
- ・ 期間内に明細書等の補完手続をしたときは、手続の補完に係る書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない旨を規定するとともに、国際出願日を認定した場合は、出願人に通知する旨を規定する。
- ・ 明細書等の補完手続によって国際出願日が繰り下がることを望まない場合は、その補完を取り下げられる旨を規定する。

優先権の主張の補正に関する改正

国際出願日が優先期間満了から 2 月経過後でない場合について、優先権主張が無効とみなされない理由となったことに伴い、以下の改正を行う。

- ・ 優先権の補正命令に応じない場合において優先権主張が無効となるものの例外に、国際出願の日が優先日から 1 年 2 月経過後の日でないことを

加える改正を行う。

- ・優先権無効の通知を受ける前又は優先権の主張の補正命令の応答期間経過後 1 ヶ月以内に優先権主張の補正をした場合には、期間内に補正をしたものとする旨を規定する。
- ・優先期間満了から 2 月以内の優先権主張について願書への記載を可能とするよう規定を整備する。

明らかな誤りの訂正に関する改正

明らかな誤りについて請求期間、訂正ができない場合などが明確になったことに伴い、同様の規定を整備する。

その他

- ・国際出願日の認定要件の欠陥についての手続の補完（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和 53 年法律第 30 号。以下「国際出願法」という。）第 4 条第 2 項の規定による手続の補完）の際に意見書を提出できる旨を規定する。
- ・国際出願として取り扱わない旨の通知を行う場合について、PCT 改正規則に平仄を合わせ明確となるよう、期間内に手続補完書の提出をしないとき又は提出された手続補完書において手続の補完がされていないときとする旨を規定する。
- ・国際出願に含まれていない図面についての通知に対する図面の提出において、国際出願日の認定が可能となる図面の提出期間を PCT 改正規則に合わせ国際出願法第 5 条第 1 項に規定する通知の日から 2 月と改正する。
- ・国際出願法第 6 条の規定による手続の補正命令に際して、意見書を提出する機会を与える旨及びその応答期間は補正命令の応答期間と同様である旨を規定する。

(2) 特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）及び実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）の改正

国際出願日の特例に関する改正

- ・引用補充の手続により国際出願日が認定された国際特許出願が我が国に国内移管された場合において、国際特許出願の国際出願日を PCT 規則 20.3(b)(i)、20.5(b)又は(c)の規定のいずれかにより認定されたものとするかについて通知をしなければならない旨を、また、この場合に出願人に対し意見を述べる機会を与えること及びその様式について、特許法

施行規則に規定する。

- ・ 国際出願日が欠落した明細書、請求の範囲又は図面の補完をした日に繰り下がることについて、当該補完をしない旨を選択できることとし、その場合の請求手続について、特許法施行規則に規定する。

明らかな誤りの訂正に関する改正

- ・ 指定官庁は、P C T規則 91.3(f)の規定により、P C T規則 91.1に基づく誤記の訂正に係る管轄機関として訂正の可否を判断し、その訂正を許可しない場合は、出願人に対し、相当な期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない旨を特許法施行規則に規定する。

特許法施行規則の準用に関する改正

上記 及び に関する特許法施行規則の条文について、新たに実用新案法施行規則における特許法施行規則の準用規定に追加する。

3．施行期日

平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

4．経過措置

改正後の規定は、施行日以後にした国際出願、国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、施行日前にした国際出願、国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例によることとする。